

ふれ愛ヘルパーステーション Flower's 運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人 Flower's が開設するふれ愛ヘルパーステーション Flower's（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防相当訪問介護事業（以下「事業」という。）は居宅において要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 ふれ愛ヘルパーステーション Flower's
- （2）所在地 広島県福山市山手町7丁目2-48

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）サービス提供責任者 介護福祉士 2名（常勤）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- （3）訪問介護員等 常勤 3名以上（うち1名は管理者、サービス提供責任者と兼務、
うち1名はサービス提供責任者と兼務）

非常勤 4名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護又は指定介護予防相当訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
年間の休日は8月13・14・15日、12月31日、1月1・2・3日とする。
- （2）営業時間 8時30分から17時30分までとする。

（指定訪問介護の内容）

第6条 指定訪問介護又は指定介護予防相当訪問介護の内容は次のとおりとする。

- （1）身体介護

(2) 生活支援

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護又は指定介護予防相当訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、通常の事業の実施地域を超えた地点から自費を徴収する。自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護又は指定介護予防相当訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
 - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者と雇用契約内容とするものとする。

附則

1. この規程は、2022年9月1日から施行する。
2. この規程は、2022年9月20日から施行する。
3. この規程は、2023年7月8日から施行する。
4. この規程は、2023年12月1日から施行する。